

令和7年度 岡山県子どもの読書活動推進連絡会

## 「読書に困難を抱える子どもたちの読書環境の現状と課題」

——図書館ができること——

筑波大学附属視覚特別支援学校 宇野和博

### 1. 拡大教科書や読書バリアフリーに取り組んだ経緯

- ・ 盲学校の教壇に立ってみると…
- ・ 自分自身の視力低下
- ・ 見落とされてきた「弱視」の存在
- ・ 3つの壁（著作権、無償給与、供給体制）

### 2. 読書バリアフリー法ができるまでの経緯

- ・ 拡大教科書運動の中での2つの気づき
- ・ 「教科書バリアフリー」から「読書バリアフリー」へ
- ・ マラケシュ条約や障害者差別解消法の追い風

### 3. どうすれば障害のある子どもたちがもっと読書を楽しめるようになるか

- ・ 読書に困難のある障害について「知る」
- ・ 支援方法について「理解する」
- ・ 障害・特性に応じた読める・読みやすい図書を「作る」
- ・ 作った図書を多くの人に読んでもらえるように「蓄積する」
- ・ 求める人の手元に「届ける」
- ・ 実際に読書できるように寄り添って「支援する」

### 4. 本が読めない・読みにくい子どもたちへの支援

- ・ 「買う自由」と「借りる権利」
- ・ 出版社の動き：One Source, Multi Use
- ・ 国立国会図書館の動き：テキストデータ、みなサーチ、電子図書館ガイドライン
- ・ 国立情報学研究所：メタデータ共有システム
- ・ バリアフリー図書紹介コーナー（りんごの棚）の設置
- ・ 全国的なネットワークと「つながる」
- ・ 読書バリアフリー法は「小さく産んで大きく育てる」
- ・ どうしたら潜在的な読書ニーズにアプローチできるか
- ・ 移動図書館、乳幼児検診、電子図書館、点字図書館や学校図書館、ICTサポーターと

の連携

- ・ いかに知恵を絞るか…読書バリアフリーの先に見える社会

(参考)

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## 文字・活字文化振興法

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。